







問題について相談をしたであらうことは、想像にかたくないのです。されど、昭和二十九年五月の教育政治活動禁止と、教育中立維持の二法、三十二年十月勤評実施の文部大臣表明、本年七月いわゆる校長管理職手当法の強行成立、さらに十月八日、警察官職務執行法の改訂案を突如国会に提出して世論の圧倒的反撃を受けたことは、なまなましい先日の事実であります。かく歴史を振り返ると、池田・ロバートソン会談に引き続いて、日本の新しい文教政策の軸は任命教育委員制と勤務評定制の二つの輪によってすべて乗り出そうとしておりますし、さらに日米安保条約改定は警職法改正を前提として行われんとしたのであります。九月二十六日、藤山外相がアメリカから帰つたとき、十一月二十七日、池田無任所大臣がアメリカから帰つたとき、アメリカの中間選挙でのダレスの敗敗は、同時に岸内閣の敗退を意味し、その屋台骨をゆずふっていることは、現実の通りでござります。時代は、緩慢ではあるけれども、少しずつ新しく動きつつあり、安保条約改定強行にブレークをかけた国際事情の変化は警職法廃案を決定的にいたします。われわれの希望しておられますことは、さらに勤評強制実施を停止することです。

すと、教師と評衡者は討議をする。また、異議の申し立てをする権利が保されている。かつ、勤評実施は地方教育委員会の自主性にまかされておらず、日本文部省のよる、全国画一的、統一的にやる、こういうのとは非常に違うところがあります。岸総理大臣も、警職法改正を断念したと同じ勇気を持ちまして、勤務評定を断念されることはいかがでござりますか。また、少くともアメリカ並みに、都道府県教育委員会の自主性にまかせて、神奈川県教育委員会に対するような不必要な干渉をやめて、事態を緊急に收拾してはいかがであるか。岸総理の所信を承わりたい。

また、池田国務大臣は、せつからく十一月七日羽田を立って、二十七日帰朝されたまでの間に、アメリカの新しい政治情勢を研究され、十七日と十九日にはロバートソン氏にも会っておられたのであって、昭和二十八年の会談のときと、いかに違ったお話をなされたのか。特に日本の教育問題の運命について重大なきを握っておられるあなたの御意見を、國民にかわって緊急に承わりたいのです。

以上をもらしまして私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

り、民主国家を完成していく上におきまして、そういうことを絶滅することを私は願っているのです。しかるに、こういう事態が起りましたことは、さきにも申したように、はなはだ遺憾であります。従つて、今お話をありましたように、警察権の執行に對しては厳正公正にその事情を調べ、これについて何か公正中正を欠くような御懸念があるようですが、私は全然そんな考えは持つておりません。あくまでこういう違法に対しても厳正な対処するように、警察当局に私はさぞしく命じております。従つて、今までの立場で措置するつもりであります。

さらに、勤評問題をめぐつていろいろの事態が起つておりますことは、特に高知県や群馬県等において遺憾の点がたくさんござります。あるいは父兄が実力をもつて教員の登校を妨げるというような事態も、私はまことに遺憾であります。しかしながら、そういう事態が起るに至った原因につきましても十分に考えなければいけない。(拍手)勤評問題につきましては、幸いに漸次理解を受けた府県におきましては、これが国満な施行を見つつありますけれども、まだ十分にその趣旨の理解を得ないところにおきましては、勤評反対の鬭争がいろいろ過激に行われているということ自体においても、十分に一つ組合側においても反省をしてもらいたいと思うのであります。なお、勤務評定問題につきましては、私は、今申し上げましたように、やはりこの問題に関して十分な理解を持ち、またこれに対して了解を進めていくということが必要であり、現にそういう理解が進み、了解のできるところの県に

おきましては、円満にこれが実行を図つてあります。従いまして、今後におきましても、そういう点においてはさらなる努力をするつもりであります。が、根本の方針において勤務評定をやめたらどうだという御意見であります。が、私は從来の方針を変える意圖は全然持っておりません。

それから、何か自由文化人協会といふようなものにおいて、自民党がこれらを使って教育の中立性に干渉しているというお話をあります。が、そういう事実は全然ございません。(拍手)

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕

○**国務大臣青木正君** 高知県における今回の事件につきましては、私どもまさに遺憾に存する次第であります。御承知のように、仁淀村におきまして前々から紛争がありましたので、先月の二十四日ごろまでは、警備本部を置きました。相当の警官を出しておったのであります。二十四日ころから大体平穏に復しましたので、警備部隊を撤退いたのであります。で、当日は、小林委員長が見えたということで、そのときまでわかつておりませんので、従つて、それに対する特別の措置ということはいたしていませんのであります。また、事件の起りましたその当時は、たまたま座談会で出席しておりました組合側の父兄の方々が、森村へ帰るということで、その帰るのを護衛してくれといふふうな申し出がありまして、たまたまおりました警官は、その御婦人の護衛のため森村に行つておつたと、こういふふうなこと、事件が起つた當時不在であったということは、まさに私ども

は言ふまでもないことでありますので、警察官職務執行法改正案の審議が了になつた直後、全国の管区局長会議を開催いたしました。そういうこととの関連といふことは、私どもは全然考えも及ばないところであります。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 人権擁護につきましてお答えいたしたいと思ひますが、御承知のように人権擁護につきましては、戦後新しい制度のもとに機構その他を整備して参つたわけでござりますが、なかなか現状におきまして、まだ十分な人員その他を備えるに至つております。しかしながら、かかる悪条件のもので、しかも人権擁護ということは、人情の機微に触れるところもござりますし、また人権の侵犯犯といふことが、今回の勤評問題につきまして、実は反対側からも出ておるわけございまして、その辺のむずかしいところに、一方に偏しないよう分調査をいたしました。勧告その他の事件を初めといたしまして、数件につきてただいま銳意調査中でございまして、西川小学校における教員住宅のくぎ置きをとることといたしております。

で、高知県におきましても、利根郡川田村小学校教員に対する組合脱退強要事件を始めといたしまして、数件の事件を馬県におきましても、利根郡川田村小学校におきましても、利根郡川田村小学校教員に対する組合脱退強要事件を

人権侵犯の疑いあるものとして、現在銳意調査中でございます。(拍手)  
○國務大臣(灘屋弘吉君) お答え申しあげます。  
勤務評定の実施に関する態度につきましては、私は従来同様の態度をもつて進んで参るつもりでございます。これにつきましては、これまでしばしば御説明を申し上げましたところでございますが、坂本君の御質問によりますと、全然耳を傾けておられぬようでございまして、まことに残念でございます。従来同様に努力を続けて参るつもりであります。  
この勤務評定の実施に関連いたしまして、各地に激烈な反対闘争が起つております。反対のこととかれこれ申すのでございません。また、勤務評定の内容についていろいろ御議論がある。これも私はかれこれ申すのではございません。しかし、この反対の要求を貫くために、いわゆる実力行使に訴えて、是非でもこれに反対する、手段のいかんを問わず、あくまでもこれに反対するといふ教員組合の態度には、私は賛成することができます。あくまでも民主的な態度をもつて、また、教職員らしい態度をもつて物事は処理していただきたいものと、心から愈願いたしております。(拍手)  
学長グループのあつせんのことにお触れになつたわけでございますが、あの学長グループのあつせんは、九月十五日のいわゆる勤評ストを控えて、これを回避するために何か道はないかと、いふことを心配せられて、学長グループと称せられる諸君が奔走せられたのであります。私は、その御努力に対し

ましては、もちろん敬意を払うものでございます。ただ、あの場合の学長グループのお話を伺っておりますと、私としましては、勤評実施の実情の上から申しましても、また、私の立場の上から申しましても、あの際、勤務評定の実施を中止するとか、取りやめるとかいふことはできない相談であると思つたのであります。同時に、九月十五日のいわゆる勤評ストなるものは、一から十まで違法すぐめであります。さような国違ったやり方によるストライキを回避するために、この問題の性格をあいまいにするということは、私は、行政秩序を確立する上から申しましても賛成しがたいところであると思つたのであります。さような意味におきまして、まことに不本意ながら、学長グループの諸君の奔走に対しまして、お断り申し上げざるを得なかつたのであります。

伺つておるわけでもござりますが、一見いたしますところ、この措置なるものの疑問については、十分われわれといつしましても検討する必要があると思つたのであります。私は、法の適正なる運用をばかりますためには、地方の当局に対しまして指導し、あるいは助言する立場にあると思うのであります。勤務評定なりやいなやといふところに疑惑問がござりますので、日下慎重に検討いたしておるところでござります。

勤務評定なりやいなやといふところに先般、教育長が参りまして、いろいろ御説明を伺つたのでござります。なお、他の面に対しましても、いろいろ検討を加えまして、その上で結論を出していく参りたいと思うのであります。検討中の段階であるわけでござりますの御承知を願いたいと思うのであります。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申しあげます。

昭和二十八年十月の私とロバートソンの会談内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題についてきましたのは、シアトルにおけるコロンボ会議に参加するためでございます。あわせてアメリカの経済事情を観察するために

○議長(松野鶴平君) 日程第一、司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。法務委員会理事大川光三君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

司法試験法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤録五郎

参議院議長 松野鶴平殿

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律百四十号) の一部を次のように改正する。

第三条中「一般教養科目について」の下に「短答式(折)式を含む。(以下同じ。)及び論文式による」を加える。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会規則」に改める。



昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤鐸五郎  
參議院議長 松野鶴平殿

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家のに対する米穀の売渡の特例に関する法律案

昭和三十三年七月八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

**第一条** この法律は、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴雨により政令で定める地域内において生じた災害（以下「災害」という。）に係る被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の充渡についての特別の措置につき規定するものとする。

**第二条** この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のため、その生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし災害による減収の程度を斟酌して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米穀を農林省令で

(完渡の価格)  
定める手続に従い売り渡すものとする。  
**第四条** 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買ひ受ける場合の当該米穀の購入価格がおむね次の各号に掲げる額となるよう農林大臣が定める。  
一 国内産米穀については、支米(三等)六十キログラムにつき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内において生産されたものにあつては三千八百八十円、その他の都府県の区域内において生産されたものにあつては三千九百円  
二 輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額  
**附 则**  
この法律は、公布の日から施行する。  
〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十三年十二月十八日  
參議院議長 松野鶴平殿

農林水産業施設災害復旧事業費  
庫補助の暫定措置に関する法律  
一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費  
庫補助の暫定措置に関する法律（  
和二十五年法律第百六十九号）の  
一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「当該部  
分の八・五」の下に「（当該部分の  
うち政令で定める額に相当する部分  
については、十分の九）」を加え、同  
第三号ロ中「当該部分の十分の七  
五」の下に「（当該部分のうち政令  
で定める額に相当する部分につい  
ては、十分の八・五）」を加える。

この法律は、公布の日から施行されし、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適

この法律は、公布の日から施行する。  
〔審査報告書は都合により第七号  
未毛に賜成〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

○堀本宜賀君登壇・拍手  
「堀本宜賀君登壇・拍手」  
　ただいま議題となりました農林関係の二つの法案について、農林水産委員会における審査の経過と並びに結果をお報告申上げます。  
　まず、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農地に対する米穀の充渡の特例に関する法律について申し上げます。

豪雨及び暴風雨により政令で定める域内において生じたもので、米の売渡しを受けられる農家は、米農家へ足する旨の都道府県知事の認定を受けて、災害によつて非常な減収をした、その生産する米が飯用に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとし、米の売り渡しは、政令から都道府県及び市町村を通じて行われ、これが売り渡し価格は、内地米おおむね生産者価格をもつて、またおおむね内地米の値引き率に見合つて引きした価格をもつて購入できるように定められることになつております。委員会におきましては、まず、政令当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑、討論とも別に発言なく、統いて採決の結果、全会一致もつて原案通り可決すべきものと決議いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、災害による被害の甚な地域における農地及び林道の災害復旧事業費の負担の現状にかんがみ、これら災害復旧事業について国が行なう補助の率を引き上げるため提出されるものでありまして、從来、農林水産業施設の災害復旧事業に対する国の補助につきましては、高率補助の道を開き、毎年一月一日から十二月三十一日までに発生した災害によつてはなほ大きい被害をこうむった地域に限り、「被災額以上の部分に対する國の補助率は、一般の地域に比べ高率となつておりますが、農地及び一般林道について被害が特に激甚な場合においては、た

豪雨及び暴風雨により政令で定める域内において生じたもので、米の売渡しを受けられる農家は、米農家であつて、災害によつて非常な減収をたし、その生産する米が飯用に著しき不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとし、米の元り渡しは、政から都道府県及び市町村を通じて行われ。これが元り渡し価格は、内地米おおむね生産者価格をもつて、また、入米は内地米の値引き率に見合つて仕引きした価格をもつて購入できるよに定められることになつております。

委員会におきましては、まず、政当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑、討論とも別に発言もなく、統いて採決の結果、全会一致もつて原案通り可決すべきものと決いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、災害による被害の甚な地域における農地及び林道の災害復旧事業費の負担の現状にかんがみ、これら災害復旧事業について国が行

この法律案は、災害による被害の甚な地域における農地及び林道の災害復旧事業費の負担の現状にかんがみ、これら災害復旧事業について国が行なう補助の率を引き上げるため提出されものであります。從来、農林水産省は施設の災害復旧事業に対する国の補助につきましては、高率補助の道を聞き、毎年一月一日から十二月三十一日までに発生した災害によってはなはだ大きい被害をこうむった地域に限り、被害復旧事業費のうち、政令で定める一定額以上の部分に対する国の補助率は、一般的の地域に比べ高率となつてなりますが、農地及び一般林道について被害が特に激甚な場合においては、た

の高率補助適用部分のうち、さくら令で定める額に相当する部分に補助率を一そろ引き上げることとなお、この措置は本年一月一日以生したものから適用することになります。

委員会におきましては、まず、当局から提案の理由その他につき明を聞き、連続または連年災害がた場合の措置、林道に対する高さの適用基準等について質疑が行なって統いて討論に入り、別に発言もつて採決の結果、全会一致をもつて原り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言ければ、これより両案の採決をいきます。

両案全部を問題に供します。両賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立とします。よって両案は全会一致を可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 参事に報告書ます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出します。

住宅金融公庫法及び北海道防寒建設等促進法の一部を改正する案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

産業投貯特別会計の貸付の財源措置書

の高率補助適用部分のうち、さくら令で定める額に相当する部分に補助率を一そろ引き上げることとなお、この措置は本年一月一日以生したものから適用することになります。

委員会におきましては、まず、当局から提案の理由その他につき明を聞き、連続または連年災害がた場合の措置、林道に対する高さの適用基準等について質疑が行なって統いて討論に入り、別に発言もつて採決の結果、全会一致をもつて原り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言ければ、これより両案の採決をいきます。

両案全部を問題に供します。両賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立とします。よって両案は全会一致を可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 参事に報告書ます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出します。

住宅金融公庫法及び北海道防寒建設等促進法の一部を改正する案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

産業投貯特別会計の貸付の財源措置書

するし、後発につては、政府にて説受けられ、補助案通まし、く、もなたし、ましに充て認めつてさせられた。法律報告の一





金子を、「特別減税国債の償還金及び利子」の下に、「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を、「特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」の下に、「外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に関する諸費」を加える。

第七条第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還金及び利子」の下に、「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還の計画表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還金及び利子」の下に、「外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に関する諸費」を改める。

○前田久吉君登壇、拍手

○前田久吉君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、前国会において、すでに承認を得ました日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定に基いて、わが国がラオスに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理の経理を、この特別会計で行うことができることとするため、この特別会計法の第一条に所要の改正を加えようとするものであります。本案につきまして

は、格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案について申し上げます。

本案は、電源開発事業等の推進をはかる目的をもつて、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、外貨債を発行し、またはこれにかえて外貨借入金をすることができることとしよるとするものであります。

その内容を申し上げますと、第一に、政府は、昭和三十三年度において百八億円相当額の米貨債を発行し、または米貨借入金をすることができるところとし、昭和三十三年度において、百八億円全額の米貨債発行または借入金をすることができなかつたときは、その残額を限り、昭和三十四年度において、米貨債発行または借入金をすることができる」というふうとするものであります。

第二に、非居住者または日本に恒久的施設を持っていない法人が買い入れた外債の利子収入等に對しては、租税の他の公課を課さないこととしよるとするものであります。第三に、外貨債の発行条件、借入金に関する必要な事項は、大蔵省令で定めることとしよるとするものであります。その他外債発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れる等、同会計に所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、世界銀行借款との関係、外貨債募集に至るまでの経緯、国内金融に及ぼす影響等について慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、平林委員より、「最近の経済情勢のもとで外貨債を発行しなければならない理由が明確でないこと。将来、外貨債の発行が雪だるま的に増大する傾向があること。さらにアメリカ経済への依存度を高めることとなる。及びアメリカの金融市場の逼迫の傾向にあるとき、不利な条件で外貨債を発行するよりも、この際、財政投融資を活用すべきである」との反対意見が述べられ、採決の結果、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

一、日程第一 司法試験法の一部を改正する法律案

一、日程第二 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡の特例に関する法律

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

一、日程第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

一、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

○議長(松野鶴平君) 次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 「賛成者起立」可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 「賛成者起立」可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

#### ○本日の会議に付した案件

##### 一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

##### 一、日本銀行政策委員会委員の任命

##### 一、文化財保護委員会委員の任命に關する件

##### 一、日程第一 司法試験法の一部を改正する法律案

##### 一、日程第二 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の壳渡の特例に関する法律

##### 一、日程第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

##### 一、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

##### 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

##### 一、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

##### 一、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

##### 一、産業



明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

昭和三十三年十二月十九日 參議院會議錄第四号

定価一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
(配達料共)  
発行所

東京都新宿区市谷木村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段西三一三七二九